

有機溶剤業務従事者労働衛生教育講座のカリキュラムについて

当協会の有機溶剤業務従事者労働衛生教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 60 条の 2、厚生労働省昭和 59 年基発第 337 号に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

有機溶剤業務従事者労働衛生教育講座

科目	時間
有機溶剤による疾病及び健康管理	1.0 時間
作業環境管理	2.0 時間
保護具の使用方法	1.0 時間
関係法令	0.5 時間

合計 4.5 時間

令和 4 年 4 月 4 日  
一般社団法人建設業教育協会  
代表者 石原 鉄郎

